

山梨県地域医療構想推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携を推進するため、別表の第2欄に定める補助事業者（以下「補助事業者」という。）が実施する施設又は設備の整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第2条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める補助区分ごとに、同表の第3欄に定める対象経費の実支出額と同表の第4欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、前条第2項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告書の様式、提出期限）

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産

等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）に係る書類を添えて、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月28日から施行し、平成28年10月6日から適用する。
- 2 山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱（平成28年1月4日付け医第3244号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、旧要綱に基づき交付決定された補助金については、旧要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

別表

1 補助区分	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率
病床機能転換に係る施設整備	山梨県内の病院の開設者のうち、知事が別に定める者	回復期機能の病棟等として必要な施設の新築・増改築又は改修に要する工事費、工事請負費等 (病室、処置室、機能訓練室、廊下等。ただし、土地の取得・整地費用、門・柵・塀・造園・通路敷設費用、設計等事務費用、既存建物の買収費用、その他施設整備費として適当と認められない費用は除く。)	(1) 新築・増改築 転換1床当たり 9,000千円 (2) 改修（従前の建物の躯体工事に及ばない模様替えや内部改修にあたる場合をいう。） 転換1床当たり 6,288千円	2分の1
病床削減に伴う施設整備	山梨県内の病院の開設者のうち、知事が別に定める者	病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費、工事請負費等	削減1床あたり 5,022千円	2分の1

<p>設備整備</p>	<p>山梨県内の病院又は有床診療所の開設者のうち、知事が別に定める者</p>	<p>次に掲げる設備の整備に要する備品購入費等 (1品につき30千円未満のものを除く。) (1) 回復期リハビリテーション機能、急性期を経過した患者の受入機能又は在宅患者の急変時の受入機能の強化のための医療機器、リハビリテーション機器等の整備 (2) 医療連携体制強化のための患者搬送用車両の整備</p>	<p>1施設当たり 12,000千円 (ただし、患者搬送用車両の整備にあつては5,000千円とする。)</p>	<p>2分の1</p>
-------------	--	---	---	-------------

山梨県地域医療構想推進事業費補助金交付要綱実施細則

(総則)

第1条 この細則は、山梨県地域医療構想推進事業費補助金交付要綱（平成28年10月28日付け医第2619号。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 要綱別表の第2欄の「知事が別に定める者」は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる医療機関又はこれに準ずる医療機能の分化・連携の取組を行う者として知事が認める医療機関の開設者とする。

1 区分	2 医療機関
病床機能転換に係る施設整備	診療報酬施設基準のうち、「回復期リハビリテーション病棟入院料1」、「回復期リハビリテーション病棟入院料2」、「回復期リハビリテーション病棟入院料3」、「回復期リハビリテーション病棟入院料4」、「回復期リハビリテーション病棟入院料5」、「回復期リハビリテーション病棟入院料6」、「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料1」、「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料2」、「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料3」若しくは「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料4」の届出を平成26年7月2日以降に行っている医療機関又は同届出に向けて準備中の医療機関 (回復期機能の病棟等からの転換による届出は除く。)
病床削減に伴う施設整備	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13に基づく病床機能報告を行う医療機関のうち、平成28年6月9日（山梨県地域医療構想の公示日）までに取得した建物について、病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更（機能転換以外）する医療機関

<p>設備整備のうち、要綱別表第3欄の(1)に該当する医療機器、リハビリテーション機器等</p>	<p>診療報酬施設基準のうち、「回復期リハビリテーション病棟入院料1」、「回復期リハビリテーション病棟入院料2」、「回復期リハビリテーション病棟入院料3」、「回復期リハビリテーション病棟入院料4」、「回復期リハビリテーション病棟入院料5」、「回復期リハビリテーション病棟入院料6」、「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料1」、「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料2」、「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料3」、「地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料4」「在宅療養支援診療所1」、「在宅療養支援診療所2」、「在宅療養支援診療所3」、「在宅療養支援病院1」、「在宅療養支援病院2」、「在宅療養支援病院3」若しくは「在宅療養後方支援病院」の届出を行っている医療機関又は同届出に向けて準備中の医療機関</p>
<p>設備整備のうち、要綱別表第3欄の(2)に該当する患者搬送用車両</p>	<p>診療報酬施設基準のうち、「地域連携診療計画加算(診療情報提供料(I))」の届出を行っている医療機関又は同届出に向けて準備中の医療機関</p>

附 則

- 1 この細則は、平成28年10月28日から施行し、平成28年10月6日から適用する。
- 2 山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱実施細則(平成28年1月4日付け医第3244号。以下「旧細則」という。)は、廃止する。ただし、旧細則に基づき交付決定された補助金については、旧細則の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この細則の改正は、平成30年3月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この細則の改正は、令和元年10月15日から施行する。